

港湾空港関係功労者を表彰

～「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」～

北海道開発局は、「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」（北海道開発局長表彰）の表彰者を別紙のとおり決定し、下記のとおり表彰式を開催しますので、お知らせします。

この表彰は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関して功労のあった方々を表彰することにより、港湾空港整備事業の推進に資することを目的として、平成18年度から実施しています。

なお、下記表彰式の取材に当たっては、マスクの着用、咳エチケット、手指の消毒等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力をお願いいたします。

記

日 時 : 令和3年7月20日（火） 15時00分～

場 所 : 札幌第1合同庁舎 10階共用第1号会議室（札幌市北区北8条西2丁目）

表彰者 : 北海道開発局港湾空港部長

受賞者 : 別紙受賞者名簿のとおり

※ 表彰式は、同日に開催される「令和3年「海の日」海事関係功労者大臣表彰」伝達式と合同で開催いたします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
港湾空港部 港湾計画課 課長補佐 中道 隆司（内線5613）
港湾空港部 港湾計画課 総務係長 上野 裕司（内線5610）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



○ 北海道開発局港湾空港関係功労者表彰受賞者

ほ の よう いち
保 野 洋 一 様 前利尻町長

すが わら おさむ
菅 原 修 様 株式会社菅原組 代表取締役 (函館市)

(1) 表彰基準第5条第5号

- ・ 前利尻町長 保野 洋一 氏 (杓形港 前港湾管理者)
副町長 4年 (H21. 5. 17~H25. 4. 8 在任)
町長2期 8年 (H25. 5. 26~R3. 5. 25 在任)

《表彰事由》港湾の振興、発展や整備促進を通じて地域の発展に尽力され、その功績が特に顕著なため。

(2) 表彰基準第5条第6号

- ・ 株式会社菅原組 代表取締役 菅原 修 氏 [函館市]
建設事業44年従事、役員歴28年

《表彰事由》港湾関係の建設事業の経営責任者であって、港湾整備の拡充に尽力され、その功績が顕著なため。

○北海道開発局港湾空港関係功労者表彰基準（抄）

（目的）

第1条 この表彰は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関し、功労のあった者を表彰することにより、港湾空港整備事業の推進に資することを目的とする。

（表彰の範囲）

第4条 表彰の範囲は、北海道開発局港湾空港関係の業務に関連する次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）とする。

- (1) 建設事業
- (2) 調査・設計事業
- (3) 建設機械等製造・修理事業
- (4) 作業船建造・修理事業
- (5) 港湾・空港の振興又は整備促進に関する事業
- (6) その他当局が所掌する港湾空港関係業務に関する事業

（表彰の事由等）

第5条 表彰は、次に掲げる功労が認められる者（団体を含む。以下同じ。）に対して行う。

- (1) 発明、考案、改良又は研究の功労
事業に関する有益な発明、考案、改良又は研究を行い、その功績が顕著な者
- (2) 永年勤続の功労
事業に従事する者で、永年にわたり当該業務に精励し、その勤務成績優秀にして他の模範となる者
- (3) 職責遂行又は事故防止の功労
事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し、又は重大な事故及び災害を未然に防止し、その功績が顕著な者
- (4) 人命又は船舶の救助等の功労
事業に従事する者で、作業中その付近において、危険を顧みず、人命又は船舶の救助、捜索に協力し、その功績が顕著な者
- (5) 振興、発展又は整備促進等の功労
港湾・空港の振興、発展若しくは整備促進又は港湾・空港思想の啓蒙普及に努め、その功績が特に顕著な者
- (6) その他の功労
 - イ 次のいずれかに該当する前条の事業の経営責任者であって、その功績が顕著な年齢50歳以上の者
 - (イ) 関係団体の役員として、12年以上在任している者
 - (ロ) 前条の事業に32年以上従事し、うち役員として10年以上在職している者
 - (ハ) 前条の事業を実施する団体の役員として15年以上在職している者
 - ロ その他前条に掲げる事業に関し、その功績が特に顕著と認められる者